

報 道 発 表 資 料
平 成 2 3 年 4 月 6 日
福 島 地 方 気 象 台

臨時の震度観測点の設置について

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」により、気象庁・地方公共団体・防災科学技術研究所設置の震度計のうち、津波の影響等により観測ができない状態となっているものがあり、地震情報で震度が発表されない市町村が存在します。これらの市町村については、恒久的な観測点が復旧するまでの間、気象庁が当該市町村に臨時の震度観測点を設置し、震度観測を行うこととします。

福島県国見町については、その観測準備が整ったことから、本日（4 月 6 日）17 時より観測を開始することとしますのでお知らせします。

○地方公共団体震度観測点の代替として設置する臨時観測点

福島県国見町

観測点名称：国見町藤田（くにみまちふじた）

本件に関する問い合わせ先：

福島地方気象台防災業務課 024-534-0321